

「知らぬ」ですまぬ

「津波対策より経営優先」問う

検審議決 “元会長発言信用できません”

東京電力福島第一原発事故をめぐり、検察審査会が東京電力の勝俣恒久元会長、武黒一郎、武藤栄元副社長について起訴相当と議決したことは、電力会社が危険を予見・想定していながら、経営を優先し、対応を先送りしてきた責任を厳しく問うものとなりました。

東電元幹部起訴相当

検察審査会の議決を受けて記者会見する告訴・告発人側の弁護士ら＝31日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ



波ですべての電源を失う可能性があることを、12年5月15日に認めています。

東電によると、経済産業省原子力安全・保安院（当時）と原子力

東電は、事故の5年前の2006年の時点の福島第一原発が津波発生した津波でイン

起訴相当 不起訴処分に対し、検察審査会の審査員11人のうち8人以上が起訴すべきだと判断すれば、「起訴相当」と議決され、検察は再捜査して原則3カ月以内に起訴か不起訴を決めます。

検察が再度不起訴にした場合は、同じ審査会が2回目の審査を行い、再び8人以上が起訴すべきだと判断すれば、「起訴議決」となる。対象者は強制的に起訴されます。

「住民の思い伝わった」

検察審査会が出した「備する声上がりまし東電旧経営陣の起訴相当議決を受け、被災者からは31日、「住民の思いが伝わった」「意

の原発が被害を受けたため、06年に津波で原発の敷地に海水が浸水することについて勉強会を始めました。

東電など電力会社もオプザバーとして参加した勉強会では、福島第一原発の場合、津波が敷地に浸水すれば

を失うとの議論が行われました。保安院は東電に対し、このことを上層部に伝えるよう指示していましたが、当時副社長で原子力・立地本部長だった武黒氏とまりになっていたとい

勝俣氏は国会事故調査委員会の事情聴取（12年5月14日）に「知

から18時離れた福島県楢葉町の坂本要さん（61）は「歩前進と評価できる」と話しました。

ってれば対策をとっていた」などとみずから責任を否定しましたが、検審の議決は「そのまま信用することはできない」と指摘

11年12月26日に公表された福島第一原発事故に関する政府の「事故調査・検証委員会」の中間報告の「事故の未然防止、被害の拡大防止」のところには、

武黒、武藤両氏が登場します。同報告によると、東

電は08年5月6日、国の地盤調査研究推進本部が公表した02年の見解にもとづき、福島沖で明治三陸沖地震（1896年）が起きたという仮定を試算。同原発付近の津波は最高15・7メートルと予測しました。

担当者は同年7月31日ごろ、防波堤で津波の遡上（さげし）水位を1・2メートル程度まで低減できるが、数百億円規模の費用と約4年の時間が必要と説明

説明を受けた原子力・立地本部副本部長だった武藤氏は「仮定の上の試算であり、そのような津波は実際には来ない」として対策を見送りました。決定は8月までに武黒氏に報告され、追認されました。

武黒、武藤両氏は、津波対策を見送った当事者でした。